

第4期 特定健康診査及び特定保健指導実施計画について

【令和6年度から令和11年度まで】

平成20年4月1日施行の「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、全医療保険者には40歳以上75歳未満の被保険者と被扶養者を対象に、特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）を実施することが義務付けられ、医療保険者は特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るために「特定健康診査及び特定保健指導実施計画」を策定し公表することとされました。

つきましては、令和5年度をもって「第3期 特定健康診査等実施計画」が終了することから、6年度以降の特定健康診査等の事業の円滑な実施と年度別実施率の目標を定めることなどを目的として、以下のとおり「第4期 特定健康診査及び特定保健指導実施計画」を策定いたしたい。

記

1. 特定健康診査等の基本的な事項

(1) 目的

「特定健康診査」は、糖尿病、高血圧、脂質異常症、肥満等（以下「糖尿病等」という。）の生活習慣病の該当者及び予備群を減少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行う。また、「特定保健指導」は、メタボリックシンドロームに着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

(2) 健診項目等

特定健康診査の健診項目及び質問票の内容は、当健保が別に定める「健康診査及び特定保健指導実施規程」（以下「健康診査等実施規程」という。）の第4条の別紙3、4に掲げる事項とする。

(3) 特定保健指導の対象者及び支援内容

特定健康診査を実施した結果等により、厚生労働省令で定める対象者を階層化する基準に基づき「動機付け支援」又は「積極的支援」に該当した者を対象者とする。「動機付け支援」又は「積極的支援」の支援内容については、法第24条の厚生労働省令の定めによる「健康診査等実施規程」第10条の別紙6-1、6-2の内容とする。

(4) 特定健康診査及び特定保健指導の目標値

- ① 特定健康診査 … 85%以上 ② 特定保健指導 … 30%以上

4. 特定健康診査等の具体的な実施方法等

特定健康診査等の実施については、外部機関である健診機関及び保健指導機関等との委託契約により行う。

(1) 特定健康診査の実施方法

当健保が実施している「生活習慣病予防健診」及び「人間ドック」は、特定健康診査の健診項目を全て満たすことから、「健康診査等実施規程」第3条に定める健診の種類の内いずれかを受診することにより義務化された特定健康診査を受診したものとす。

(2) 特定健康診査の実施場所

ア. 本社勤務の被保険者を対象とする生活習慣病予防健診は、当健保の契約健診機関が健診車と健診スタッフを派遣して事業所の会議室等で実施する。

イ. 支社等勤務（東京・大阪・福岡・仙台地区）の被保険者を対象とする生活習慣病予防健診は、（一社）東京都総合組合保健施設振興協会（以下「東振協」という。）が契約する健診機関で実施する。

ウ. 被扶養配偶者及び40歳以上の女性被扶養者を対象とする生活習慣病予防健診は、東振協の契約健診機関が、主婦生活習慣病予防健診を全国の主要都市等に会場を設営し、春・秋に実施する。

エ. 人間ドック等は、当健保の契約健診機関で実施する。

オ. 事業所の契約健診機関で実施する。

(3) 特定保健指導の実施方法及び実施場所

実施方法は、前記(2)に掲げる当健保の契約健診機関・東振協の契約健診機関・事業所の契約健診機関のうち、厚生労働大臣告示による委託基準に適合する保健指導機関と委託契約により実施する。

実施場所は、原則として保健指導機関の施設とする。ただし、保健指導機関、事業所、健保組合間で合意したとき事業所本社で実施することができることとする。

(4) 受診票及び利用券の発行

特定健康診査の受診票の発行は、原則として前記(2)のエ. で実施するとき、申込後すみやかに行う。特定保健指導の利用券の発行は、対象者を選定後、すみやかに発行する。ただし、健診当日に特定保健指導の初回面接の分割実施を行う場合を除く。

また、受診票、利用券の様式は「健康診査及び特定保健指導手続要領」に定める。

(5) 実施期間

毎年、4月1日から翌月3月31日まで。

5. 特定健康診査等実施計画の公表と周知

機関誌「民放けんぽ」及びホームページに掲載し普及啓発に努めることとする。

6. 個人情報の保護に関する事項

個人情報保護法に基づく厚生労働省保険局長通知「健康保険組合における個人情報の

適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき定めた、個人情報保護管理規程及びコンピューター処理データ保護管理規程等の厳守の周知徹底を図る。

7. 特定健康診査等の実施に関する各年度のスケジュールは、当健保の各年度の事業計画とともに策定し、また、実施計画を見直す箇所においても理事会・組合会の承認を経て実施する。
8. 特定健康診査等の実施及び成果に係る目標の達成状況、又は実施計画の評価については各年度、決算を組合会に報告する際、併せて行う。
9. この実施計画に定めるもののほか、特定健康診査等に係る具体的事項については、「健康診査及び特定保健指導実施規程」及び「健康診査及び特定保健指導手続要領」による。

附 則

この実施計画は、令和6年4月1日から適用する。